平成13年5月29日 宮城県公安委員会規程第8号

宮城県公安委員会表彰規程を次のように定める。

宫城県公安委員会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う表彰に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

- 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。ただし、表彰の内容に応じ、賞金又は賞品を もって表彰に代えることができる。
 - (1) 表彰状
 - (2) 感謝状

(表彰の対象)

- 第3条 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する警察職員又は部署に対して授与するものとする。
 - (1) 警察の威信を高め、又は県民等から賞賛、感謝されるなど、顕著な功労があると認められるもの
 - (2) 人命救助、犯人の逮捕等、自らの身の危険を顧みず警察職務を遂行し、他の職員に模範を示すなど、顕著な功労があると認められるもの
 - (3) 被害者対策、要望・相談等の処理等の職務の遂行に関し、他の職員に模範を示すなど、顕著な功労があると認められるもの
 - (4) その他公安委員会が必要であると認めるられるもの
- 2 感謝状は、警察運営に関し、多大な協力があると認められる部外の個人又は団体に対し授与するものとする。
- 3 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかの ぼって表彰することができるものとする。

(副賞)

第4条 前条の表彰には、賞金その他の副賞を授与することができる。

(上申の手続)

- 第5条 表彰の上申は、宮城県警察本部長(以下「本部長」という。)が公安委員会に対して行い、次の事項を具備した上申書により行うものとする。
 - (1) 表彰の種別
 - (2) 功労の概要
 - (3) 功労が部内外に与えた影響
 - (4) その他参考となる事項

(表彰の決定)

- 第6条 表彰は、上申のあった都度、公安委員会において審査し、決定するものとする。 (委任)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、公安委員会が行う表彰に関し必要な事項は、警察

本部長が定める。

附則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。